

◎新潟県告示第902号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとするとともに、第18条第1項の規定により、次のとおり登録の更新を行った。

令和2年8月11日

新潟県知事 花 角 英 世

登録番号	15025	登録年月日	平成17年8月11日					
登録検査機関の名称	有限会社 坂爪商店							
代表者氏名	代表取締役 坂爪 榮次郎 坂爪 寿栄							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市秋葉区中野二丁目5番7号							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員				成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	住 所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新 潟 県	池田 八郎	新潟県新潟市江南区諏訪 1-2-33	玄 米	K1513010				
	坂爪 寿栄	新潟県新潟市秋葉区中野 2-5-8	玄 米	K1517160				
	坂爪 節子	新潟県新潟市秋葉区中野 2-5-8	玄 米	K1519081				
備 考	略称『(有)坂爪商店』 令和2年8月11日 代表者の氏名変更。登録更新。							